福山市公告第５９３号

２０２５年（令和７年）５月１９日

**入 札 説 明 書**

（福山市庁舎で使用する郵便料金計器の賃貸借及び保守に関する契約）

**２０２５年（令和７年）５月**

**総務局総務部総務課**

福山市庁舎で使用する郵便料金計器の賃貸借及び保守に関する契約に係る入札公告（福山市公告第５９３号）に基づく一般競争入札の実施については、福山市契約規則（昭和４１年規則第１３号。以下「規則」という。）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札公告日

２０２５年（令和７年）５月１９日

２　一般競争入札に付する事項

(1) 件名

福山市庁舎で使用する郵便料金計器の賃貸借及び保守に関する契約

(2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 提供期間

２０２５年（令和７年）８月１日から２０３０年（令和１２年）７月３１日まで

（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定による長期継続契約）

(4) 提供場所

別紙「仕様書」のとおり。

３　入札参加資格

一般競争入札に参加する者に必要な資格は、「２０２５年度（令和７年度）～２０２７年度（令和９年度）福山市物品調達業者名簿」に登録のある業者のうち、提出書類に基づいて総合審査した結果が、本契約の履行に当たって適当であると判断した場合に認めることとする。

４　入札参加資格審査の申請手続

(1) 申請を行うことができない者

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

ア　令第１６７条の４に規定する入札参加資格の制限を受けている者

イ　本市に納付すべき市税の滞納がある者

ウ　国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がある者

エ　この業務の公告の日から落札決定の日までの間、福山市の指名除外又は指名保留期間中の者

オ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第４号まで及び第６号の規定に該当する者

キ　次のいずれかに該当する者

(ｱ) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が事業の経営に実質的に関与していると認められるとき。

(ｲ) 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

(ｳ) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(ｴ) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(ｵ) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは上記（エ）に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(2) 申請内容

一般競争入札に参加する者で必要な資格の審査を受けようとするものは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア　一般競争入札参加資格審査申請書（様式第１号）

イ　保守体制等に関する調書（様式第２号）

ウ　郵便料金計器の機種名（型番を含む。）及びオプションの一覧（任意様式）

エ　郵便料金計器の機種に対応したカタログ又はこれに準じる書類

オ　入札参加資格審査申請や一般競争入札の権限を支店長、営業所長等に委任する場合にあっては委任状（様式第４号）

(3) 申請期間

２０２５年（令和７年）５月１９日（月）から同月３０日（金）まで（ただし、市の休日を除く。）の午前９時から午後５時までの間、随時受け付ける。

　(4) 申請方法

　　　持参、又は書留郵便等により提出しなければならない。その他の方法による入札は認めない。

ただし、郵便又は信書便の場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）とし、２０２５年（令和７年）５月３０日（金）午後５時までに必着させること。

(5) 申請書の入手先、提出先及び申請に関する問合せ先

〒７２０－８５０１　福山市東桜町３番５号

福山市役所本庁舎５階　福山市総務局総務部総務課

ＴＥＬ（０８４）９２８－１００７（直通）

E-Mail：soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp

５　入札に関する質疑について

(1)本件に関して質疑がある場合は、所定の質問票（様式第５号）により、４（５）に記載の宛先に電子メールで提出することとし、電子メールの件名は「（質問）福山市庁舎で使用する郵便料金計器の賃貸借及び保守に関する契約」とすること（メールの送付後は必ず電話すること）。

(2) 上記（１）の受付は、２０２５年（令和７年）５月２６日（月）午後５時までとする。

(3) 質疑に対する回答は、２０２５年（令和７年）５月２９日（木）までに、福山市ホームページに掲載する。

６　入札参加資格審査の結果の通知

(1) 入札参加資格審査の結果については、２０２５年（令和７年）６月５日（木）までに書面により資格審査結果通知書を発送する。なお、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を併せて通知する。

(2) 入札参加資格があると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）以外は、この入札に参加することができない。

７　入札参加条件

　　次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 上記６の入札参加資格が認められた者で、提供開始から確実に安定したサービスの提供ができるもの

(2) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に、その復旧などに迅速に対応することができる者

８　入札参加資格の喪失

(1) 入札参加資格者が、入札参加資格申請書類について虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき、上記３及びの４（１）に記載の入札参加資格の要件を満たさなくなったときは、入札に参加することができない。

(2) （１）により入札参加資格者が入札に参加できなくなったときは、当該入札参加資格者に対して、その旨を通知するものとする。

９　入札書の提出期間及び場所

(1) 提出期間

２０２５年（令和７年）６月９日（月）から６月１３日（金）まで（ただし、市の休日を除く。）の午前９時から午後５時までの間、随時受け付ける。

ただし、書留郵便等の場合は、２０２５年（令和７年）６月１２日（木）午後５時までに必着させること。

(2) 提出（送付）場所

〒７２０－８５０１　福山市東桜町３番５号

福山市役所本庁舎５階　福山市総務局総務部総務課

(3) 辞退について

入札参加資格者は、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができる。この場合においては、その旨を次に掲げるところにより申し出ること。

ア　入札執行前にあっては、辞退の旨を明記した書面を直接持参し、又は郵送（書留郵便等により、入札日の前日までに到達するものに限る。）すること。

イ　入札執行中にあっては、辞退の旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出すること。

10　入札書の提出方法

(1) 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、別記様式第３号による入札書を直接持参により、又は書留郵便等により提出しなければならない。その他の方法以外の方法による入札は認めない。

(2) 入札書を提出するに当たっては、入札書を封入した封筒の表面に入札者の商号（名称）を記載し、「２０２５年（令和７年）６月１６日開札　福山市庁舎で使用する郵便料金計器の賃貸借及び保守に関する契約に係る入札書　在中」と朱書すること。

　　当該入札書を書留郵便等により提出するときは、この封筒を別の１つの封筒に入れて二重封筒とし、表面に「２０２５年（令和７年）６月１６日開札　福山市庁舎で使用する郵便料金計器の賃貸借及び保守に関する契約に係る入札書」と朱書し、親展により送付先（前記９（２））に宛て、入札書の提出期限（前記９（１）ただし書）までに必着させなければならない。

(3) 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更及び取消しをすることができない。

(4) １回目の入札が不落であったときの２回目以降の入札書の提出については、別途通知を行う。

11　入札書の作成方法

(1) 入札書は別記様式第３号によること。また、代理人が入札する場合は、入札書を提出する前に別記様式第４号による委任状を提出すること。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の住所及び名前（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の名前）並びに代理人であることの表示及び当該代理人の名前を記載し、入札参加者本人及びその代理人がそれぞれ押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

なお、入札書に押印する当該代理人の印鑑は、委任状に押したものと同一のものでなければならない。

(3) 入札金額の訂正は認めない。

(4) 入札参加者等は、仕様書、本入札説明書、別添契約書（案）及び規則（以下「仕様書等」という。）を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。仕様書等についての不知又は不明を理由として入札後に異議を申し立てることはできない。

(5) 入札書には、上記２（３）に記載の提供期間を通じた機器（オプション等を含む。）賃借料、運搬料、設置料、設定料、操作方法指導料、通信料、メンテナンス料その他郵便料金計器の使用に必要な費用（電気使用料及びリース開始前に準備するインク、ロールテープ等の費用以外の消耗品費を除く。）に加え、郵便料金計器の撤去の際に必要な費用も全て含めた額を基に算定した１月当たりの金額を記載すること。

(6) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

12　開札について

(1) 開札の日時及び場所

ア　日時

２０２５年（令和７年）６月１６日（月）１３時３０分

イ　場所

福山市東桜町３番５号　福山市役所　本庁舎５階入札室

(2) 開札時の立会いは、任意とする。この場合において、入札参加者等が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(3) 入札室には、入札参加者等、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び（２）の立ち会い職員以外の者は入室することができない。

(4) 入札参加者等は、開札の時刻後においては、入札室に入室することができない。

(5) 入札参加者等は、本人であることを証明するに足る証明書（社員証等）を携行し、入札関係職員から求められた場合は提示しなければならない。また、代理人の場合は、入札書提出までに、入札権限に関する別記様式第４号による委任状を提出しなければならない。

(6) 入札参加者等は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札室を退室することはできない。

(7) 入札室において、次の各号のいずれかに該当する者は当該入札室から退室させる。

ア　公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ　公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

13　無効とする入札

次の入札は無効とする。なお、再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は

これに加わることができない。

(1) 公告及び本入札説明書に示した入札参加資格を有しない者のした入札

(2) 委任状のない代理人のした入札

(3) 記名押印を欠く入札

(4) 金額を修正した入札

(5) 入札書の提出後において、金額の訂正の必要がある入札

(6) 公告及び本入札説明書に示した入札参加条件を満たさない者のした入札

(7) 入札公告等において示した入札書の提出場所及び提出日時に到達しなかった入札

(8) 一般競争入札参加資格審査申請書又はそれらの添付資料に虚偽の記載をした者の入札

(9) その他規則第３２条各号に該当する入札

(10)　その他入札の条件に反した入札

14　落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって申込みをした者について、有効な入札書を提出したと判断されたものを契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(3) （２）の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、落札者は入札書に記載された月額使用料に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算し、その額の５年間分の１００分の５に相当する金額を入札違約金として納めるものとする。

(5) 開札をした場合において、落札となるべき価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札参加者等が立ち会っていないときは、再度入札には参加できないものとする。

(6) 再度入札は２回まで（初回の入札を含めて３回まで）とする。

(7) 最低制限価格は設定しない。

15　契約書の作成

(1) 契約書には、入札書に記載された月額使用料に１００分の１１０を乗じた金額を記載する。

(2) 一般競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、２０２５年（令和７年）６月　３０日までに契約書を取り交わすものとする。

(3) 契約担当職員が契約の相手とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(4) 契約書は２通作成し、各自１通を所持するものとする。

16　契約条項

別添契約書（案）のとおり。

17　入札者に求められる義務

(1) 入札参加者等は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、契約担当職員の求めに応じ、入札参加者等の負担において完全な説明をしなければならない。

(2) 入札参加者等又は契約の相手方が本件入札及び契約書の作成に要した費用については、全ての入札参加者等又は契約の相手方の負担とする。

18　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

福山市東桜町３番５号

福山市役所本庁舎５階総務局総務部総務課

ＴＥＬ　０８４－９２８－１００７（直通）

19　契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

20　入札保証金及び契約保証金

免除する。

21　その他

この入札による契約は、地方自治法第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約であり、２０２６年度（令和８年度）以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は福山市はこの契約を解除することができるものとする。